

放送大学愛知学習センター学友同窓会会則

(名称等)

第1条 本会は、放送大学愛知学習センター学友同窓会(略称:愛知学友同窓会)と称する。

第2条 本会は、愛知学習センター(以下、「愛知SC」と称する)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、愛知SCに在籍する学生及び卒業生が相互に交流し、親睦を図り、切磋琢磨するとともに、愛知SCに協力し、母校の隆盛発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員交流の実施
- (2) 愛知SC 諸行事への協力
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 会員交流事業については、諸事情を考慮して各年度の事業内容を決める。

(会員)

第5条 本会の会員は、愛知SCに在籍する学生とする。

2 本会の趣旨に賛同し、愛知SC 同窓会に入会した卒業生・修了生も会員(同窓会員)とする。

(会議)

第6条 会議は、総会及び役員会、執行役員会とする。

2 通常の方法で総会が開催できないときは、Web 会議システム等を利用して行うことができる。

(役員等)

第7条 本会に次の執行役員及び会計監査を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内(同窓会代表は副会長を兼務する)
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 同窓会代表 1名
- (6) 会計監査 1名(愛知SC 事務長に依頼するものとする)

2 本会の役員は、会員から選出する。

3 役員数は、30名以内とする。(上記の執行役員を含む)

4 本会に顧問を置くこととし、愛知SC 所長に就任を依頼するものとする。

5 本会に相談役を置くことができる。(2名以内)

相談役は、会長経験者とする。

(役員等の選出)

第8条 役員は、総会で選出する。

- 2 役員は、事前に役員候補の推薦を得た者から選出する。
役員推薦母体は、サークル、クラス会、同窓会、執行役員会及び自薦とする。
- 3 会長、副会長、書記、会計は、役員による互選とする。
- 4 同窓会代表は、役員内の同窓会員による互選とする。
- 5 顧問及び相談役は、執行役員会の議を経て会長が委嘱する。

(役員等の任期)

- 第9条 役員及び執行役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 役員委任を受けた代理人の選任は、会長に一任する。
 - 3 顧問及び相談役任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員等の職務)

- 第10条 役員等の職務は、次の通りとする。
- (1) 会長は、本会を代表して本会の会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
 - (3) 書記は、本会書記の会務を行う。
 - (4) 会計は、本会会計の会務を行う。
 - (5) 同窓会代表は、同窓会員を代表し、同窓会関連の会務を統括する。
 - (6) 同窓会代表に事故あるときは、会長又は副会長が同窓会代表の会務を代行する。
 - (7) 役員は、本会運営上の諸事項について審議する。
 - (8) 会計監査は、本会会計を監査する。
 - (9) 顧問及び相談役は、会長の要請により、必要に応じて本会の運営に関し助言する。

(総会)

- 第11条 総会は、定例総会(年1回)と臨時総会とする。
- 2 総会は、会長が招集し議長となる。
 - 3 定例総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 本会の事業計画
 - (2) 役員選出
 - (3) 各行事の決算
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項
 - 4 臨時総会は、役員会又は会員の請求により開催する。

(役員会等)

- 第12条 役員会及び執行役員会は、必要に応じて開催する。
- 2 会議は、会長が招集し議長となる。

(委員会)

- 第13条 必要に応じて、役員会の中に委員会を設けることができる。

(議決)

- 第 14 条 総会及び役員会等の決議は、出席者の過半数をもって決する。
賛否同数のときは、議長が決する。

(経費)

- 第 15 条 本会の経費は、助成金、参加者負担金、同窓会寄付金及びその他の収入をもって充てる。
2 参加者負担金は、事業実施の都度、参加者から徴収する。
3 会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(内規)

- 第 16 条 本会則に定めるほか、本会の運営上必要な事項が発生した場合は、執行役員会の合議により内規を定めることができる。

(その他)

- 第 17 条 本会の事務は、愛知 S C 事務室の協力を得て、担当役員が行うものとする。
第 18 条 本会の運営のために取得した個人情報、個人情報保護法に従い、その利用と管理に当たっては適正に扱うものとする。

(附則)

本会則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

なお、2004年（平成16年）3月1日より発足した愛知学習センター学友会にて取り決められた運営上の諸取り決め事項等は全て本会則に移行するものとする。

(附則)

本会則は、役員等の任期についての規定を2009年（平成21年）4月1日に一部修正した。

(附則)

本会則は、同窓生会員についての規定を2010年（平成22年）9月26日に一部修正した。

(附則)

本会則は、役員等及び役員等の任期についての規定を2012年（平成24年）4月8日に一部修正した。

(附則)

本会則は、役員等及び役員等の任期についての規定を2013年（平成25年）4月7日に一部修正した。

(附則)

本会則は、役員等及び役員等の任期についての規定を2014年（平成26年）4月6日に一部修正した。

(附則)

本会則は、役員等及び役員等の任期についての規定を2015年（平成27年）4月5日に一部修正した。

(附則)

本会則は、役員等及び役員等の任期についての規定を2016年（平成28年）4月3日に一部修正した。なお、本会則の改訂前までに2年以上同一の任にあった者については2年の任期を務めたものとする。

(附則)

本会則は、2022年（令和4年）4月10日に改訂し、会名を「学友会（同窓会）」から「学友同窓会」に変更した。

(附則)

本会則は、2023年（令和5年）4月9日に改訂し、第3条と第18条の文言の一部修正及び第11条第4項を追加した。

(附則)

本会則は、2026年（令和8年）4月4日に改訂し、第1条、第4条、第7条、第9条、第10条を改訂した。